

地方独立行政法人制度では、国の独立行政法人制度と同様に、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務付け

都においては、次期中期目標の策定と一体的に実施

**中期目標**

**都作成**

地方独立行政法人法第25条

- ・設立団体の長は3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、これを法人に指示し、公表
- ・中期目標の策定、変更には評価委員会の意見聴取、議会の議決が必要

**組織・業務全般の検討**

地方独立行政法人法第31条

- ・設立団体の長は、中期目標期間の終了時に、法人業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を実施。その結果に基づき所要の措置を講ずる。
- ・検討にあたっては、評価委員会の意見聴取が必要

**中期計画**

**法人作成**

地方独立行政法人法第26条、83条

- ・地方独立行政法人は中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受け、公表
- ・中期計画の作成、変更には評価委員会の意見聴取、議会の議決が必要

**中期目標期間評価**

地方独立行政法人法第30条

- ・地方独立行政法人は中期目標期間の業務実績について評価委員会の評価を受けなければならない。
- ・評価委員会は評価結果を設立団体の長に報告し、設立団体の長は議会報告

**年度計画**

**法人作成**

地方独立行政法人法第27条

- ・地方独立行政法人は中期計画に基づく年度計画を作成し、設立団体の長に届出、公表

**年度評価**

地方独立行政法人法第28条

- ・地方独立行政法人は各事業年度の業務実績について評価委員会の評価を受けなければならない。
- ・評価委員会は評価結果を設立団体の長に報告し、設立団体の長は議会報告

東京都健康長寿医療センターの第三期中期目標・中期計画作成の流れ

- ① 都 「組織・業務全般の検討」 ⇒ 「中期目標(案)」作成
- ② 評価委員会 組織・業務全般の検討、中期目標(案)を審議し、都知事へ意見
- ③ 都議会 中期目標議決
- ④ 都 中期目標決定 ⇒ 法人に指示

- ⑤ 法人 中期計画(案)作成
- ⑥ 高齢者医療・研究分科会 中期計画(案)を審議し、都知事へ意見(※)
- ⑦ 都議会 中期計画議決
- ⑧ 都 中期計画認可

※東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱に基づき、中期計画の作成に対して知事が認可する際の意見は、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。